

平成27年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成27年3月10日（火）

午後3時01分～午後5時04分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化スポーツ課】

- (1) 『議案第12号』千代田立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第13号』千代田区指定文化財の指定

【指導課】

- (1) 『議案第14号』人事案件【秘密会】

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会会議規則等の一部を改正等する規則
- (2) 千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- (4) 千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- (5) 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

【子ども支援課】

- (1) 千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

【指導課】

- (1) 千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 千代田区次世代育成支援計画（素案）意見公募の実施結果
- (2) 平成27年度第1回区議会定例会報告
- (3) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等

【子ども支援課】

- (1) 千代田区保育施設等運営基準条例施行規則の制定
- (2) 地域型保育事業 認可・確認予定

【指導課】

- (1) 平成26年度 指導課事業評価

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表

- (2) 広報千代田（3月20日号）掲載事項
- (3) 西神田コスモス館の火災
- (4) 国内都市派遣研修（佐賀県武雄市）報告
- (5) 川崎市中学一年生殺害事件を受けて

出席委員（4名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（12名）

子ども・教育部長	高橋 誠一郎
次世代育成担当部長	大矢 栄一
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	北村 雅克
子育て対策担当課長	加藤 伸昭
児童・家庭支援センター所長	恩田 浩行
学務課長	伊藤 司
指導課長	佐藤 興二
図書・文化振興担当課長	柳 晃一

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。

ただいまから平成27年教育委員会第4回定例会を開会します。

本日、辰島子ども施設課長、所用のため遅参いたします。

今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。

本日の議事日程はお配りしてあるとおりですが、第1、議案、指導課分、

(1) 議案第14号、人事案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

それでは、全員賛成でございます。それでは、非公開とします。

この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席をして行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## ◎日程第1 議案

### 文化スポーツ課

(1) 『議案第12号』千代田立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 『議案第13号』千代田区指定文化財の指定

近藤委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。

議案第12号、千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、図書・文化振興担当課長より説明を願います。

図書・文化振興担当課長

議案第12号、千代田区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

本件につきましては、2月24日、当教育委員会におきまして協議をさせていただいたものでございます。千代田区立図書館の附帯施設の利用手続の見直しに伴い、関連する規定の一部を改正するものでございます。

原案のとおり議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

近藤委員長

よろしいですか。

前回お話をいただいて、簡単に質問、お答えがあったと思います。

いかがでしょうか。何かございますか。特に追加での質問はございませんか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、議案第12号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、議案第12号を決定することとします。

続きまして、議案第13号、千代田区指定文化財の指定について、図書・文化振興担当課長より説明を願います。

図書・文化振興担当課長

議案第13号、千代田区指定文化財の指定でございます。

本件につきましても、2月24日、当教育委員会におきまして協議をさせていただきました。本件は、平成27年度の文化財指定ということでございまして、本年2月9日開催の千代田区文化財保護審議会におきまして、平成27年度指定文化財の指定として適当である旨の答申を受けたため、議案という形でご審議をさせていただくものでございます。

今回は2件の指定物件がございます。

1件目は有形文化財（歴史史料）、旧道路台帳図面（麴町区・神田区）、全部で85点、附、道路台帳路線一覧図（麴町）1点、それと、有形民俗文化財、筆塚ということで、平河天満宮にございます筆塚でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

近藤委員長 ありがとうございます。

ご意見やご質問いかがでしょうか。特によろしいですか。

（な し）

近藤委員長 それでは、採決をしたいと思います。

議案第13号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

近藤委員長 全員賛成につき、議案第13号を決定することとします。

## ◎日程第2 協議

### 子ども総務課

- （1）千代田区教育委員会会議規則等の一部を改正等する規則
- （2）千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
- （3）千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
- （4）千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- （5）千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

### 子ども支援課

- （1）千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

### 指導課

- （1）千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- （2）幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- （3）幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- （4）幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

近藤委員長 それでは、日程第2、協議に入ります。

子ども総務課分が全部で5件ございます。

1番目が、千代田区教育委員会会議規則等の一部を改正等する規則、2つ目が、千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則、3つ目、千代田区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則、4つ目が、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則です。この4つを一括して子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課からの協議事項、4件まとめてご説明させていただきます。

本日、資料、ホチキスどめのものを一部おつけしてございます。この1枚

目のところに、「千代田区教育委員会会議規則等の一部改正等について」ということでタイトルがついているものでございます。

こちら、4件の改正理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、教育委員会規則についての改正をする必要があるためでございます。

次に、改正内容についてですが、まず、(1)千代田区教育委員会会議規則についてです。こちらにつきましましては、まず、①今回の地教行法の改正に伴いまして、教育長職が廃止され、教育長が新たに教育委員会の代表として位置づけられることとなります。この変更に伴い、必要な改正を行うものでございます。

②教育長が教育委員会の代表となることに伴いまして、各教育委員から教育委員会の会議の招集の請求ができるように、新たに法律の規定が設けられました。これに伴いまして、必要な規定を設けるものです。

③今回の地教行法の改正により、議事録の作成、公表の努力義務が定められました。千代田区の教育委員会におきましては、既に議事録を作成し、公表しているところでございますが、これについても、規則上明確に規定したいということで、今回改正を行うものです。

④教育長の職務代理者を委員から指名することになることから、その手続を定めます。現在、教育長の職務代理者につきましては、事務局の職員が職務を代理すべき吏員ということで、規則上定められておりますが、新たな改正後の地教行法におきましては、教育長の職務代理者は教育委員の中から指名することになりますので、この手続を新たに規定いたします。

⑤法改正に伴いまして、法を引用している部分について、条ずれが生じておりますので、それについて整理を行うものです。

⑥職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者がみずから事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合に、その職務を事務局職員へ委任できるように定める改正を行うものです。職務代理者は、従来の職務を代理すべき吏員の指定に関する規則に定められた区の職員ではなく、教育委員の中から選ばれることから、日常的に教育委員会の事務を行うことが難しいケースも出てきます。そこで、あらかじめ具体の事務執行等、自ら行うことが困難である場合には、その職務を事務局職員に委任できるような形で事務の円滑な執行ができるよう定めるものでございます。

次に、(2)千代田区教育委員会教育長の職務を代理すべき吏員指定に関する規則でございます。こちらにつきましましては、ただいま申し上げましたように、現在は教育長が職務を遂行できない場合に、代理すべき吏員といたしまして、子ども・教育部長が指定されてございます。ただ、今回の改正に伴いまして、教育長の職務代理者は、事務局職員ではなく、教育委員から選ばれることとなるため、この規則は廃止いたします。

なお、この廃止は、先ほどの千代田区教育委員会会議規則の附則の中で廃止を決定いたしますので、今回新たな規則改正としては、項目は挙げており

ません。

次に、(3)千代田区教育委員会の権限委任に関する規則です。こちらにつきましては、改正地教行法によりまして、教育長が委任された事務の管理執行状況を報告するという規定が新設されたことに伴いまして、報告につきまして、規則上にも規定するものでございます。また、改正による条ずれが生じたことに伴いまして、引用条文等の改正を行います。

次に、(4)千代田区教育委員会傍聴規則の改正です。こちら、委員長職の廃止並びに教育長の位置づけの変更に伴いまして、必要な改正を行うものです。

(5)千代田区教育委員会公印規則の改正でございます。こちらにつきましては、教育委員長の職が廃止されたことに伴いまして、委員長印を廃止するものです。

施行日は、いずれも平成27年4月1日からですが、改正規則の施行の際、改正法附則第2条第1項の規定の適用のある場合は、同項の規定の適用がある間、改正後の各規則の規定は適用せず、改正前の規則が、なおその効力を有する旨の経過措置を規定いたします。

これはどういうことかと申しますと、改正地教行法によりまして、現在の教育長の任期中は旧法の規定が適用されることになっておりますので、その旧法の規定が適用される間につきましては、先ほど申し上げました各改正規則につきましても、従前の規定をそのまま適用するという経過措置を置く、そういった意味でございます。

ご説明につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長

特に、この時点でなければ、またお気づきになったところを出していただいても結構だと思います。

それでは、この件については改めて議案として提出し、決定することとしたいと思います。お願いいたします。

続いて、千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの協議事項(5)千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

本日、資料を一部おつけしてございます。こちらの資料をご覧ください。

1番に改正理由とございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバーと言われている、こちらの法律の施行に伴いまして、教育委員会が実施いたします特定個人情報保護評価の評価書を特定個人情報保護委員会へ提出し、また、公表する必要があります。これらの事務につきましては、事務の効率化を図る観点か

ら、区長の補助機関である職員に補助執行させるため、教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正いたしまして、こちらの番号法に規定されております特定個人情報保護評価の事務について、区長部局へ補助執行をお願いするという内容でございます。

施行日は、公布の日からということになります。

こちら、資料を1枚めくっていただきますと、裏側に、先ほどの番号法とされていますマイナンバー制度について、概略を記載させていただいております。こちらにつきましては、平成27年10月から、住民の方一人一人に12桁のマイナンバー、個人番号が通知されます。また、平成28年1月から、この番号を社会保障、税、災害対策等の行政手続で利用いたします。教育委員会の関係でも、児童手当等、そういったものの中でこの番号を利用していきますので、それに伴いまして、番号法に従った手続が必要となるということで、今回の規則改正を行うものでございます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

非常に難しい中身だなと思いますけれども、新しいことだから思うんでしょうかね。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

(なし)

近藤委員長

これも、ご覧いただいて、また何かご質問でもあれば、担当に出していただきたいと思えます。

この件についても、改めて議案として提出し、決定することとします。

先へ進んでまいります。

続いて、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則について、子育て対策担当課長より説明を願います。

子育て対策担当課長

それでは、資料に基づきまして、幼稚園使用条例の施行規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

この施行規則の改正ですが、主には、子ども・子育ての支援新制度が始まることによりまして、改正するものでございます。

ただ、今まで幼稚園の使用条例と、幼保一体の幼稚園でお子さんを預かる時間帯が異なっていた部分を整理させていただきまして、資料の第2条の定義のところ、整理をさせていただいております。

右側の旧を見ていただきますと、短時間保育と長時間保育という部分のみ書かさせていただいておりましたが、新の改正後のほうを見ていただきますと、第3項以降に、幼保一体で行っております延長保育、または預かり保育、これは全幼稚園でやっておりますが、そういったものの定義を明確に、こちらで位置づけさせていただいております。

また、第3条につきましては、幼稚園についての教育の実施といったのを、今まで具体で位置づけていなかったところを、今回、第3条の各号で位置づけたところです。

それと、第4条で、今回、休業日というのを位置づけさせていただいておりますが、今まで休業日が特段、施行規則の中になかったものですので、今回新たに位置づけをした形になります。

それと、1枚めくっていただきまして、第7条でございます。現況届等ということで、これは長時間保育を受けているお子様につきましては、保育園と同様、長時間保育を受けていただくといったところで、こういったものをご提出いただくと。これは、従来から実施していたのですが、こども園の施行規則の中で実施していた絡みがございます、今回こちらに改めて設けさせていただいたというものでございます。

それと、もう一つ、特徴的なものということで、3ページの第11条、預かり保育の実施の部分でございます。これも、今まで明記をしてはいたんですが、実施時間ということで、一応全園共通で午後4時半までという形、現在行っているものでございますので、改めて、午後4時半までの範囲で行うという形で、規定をさせていただきました。

また、延長保育など、そういったところが今まで特段規定がなく、こども園の規定をそのまま準用していたのを、今回幼稚園の施行規則の中で盛り込ませていただきまして、今回改正をお願いするというので、協議という形で上げさせていただいたものでございます。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

これもいかがでしょうか。ご質問等ございますか。

(なし)

近藤委員長

特になければ、先へ進んでまいります。

それでは、この件についても、改めて議案として提出し、決定することいたします。

続いて、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、3点を一括して指導課長より説明を願います。

指導課長

委員長、指導課の協議事項4件ございまして、(1)の教育研究専門員の設置をまずご説明させていただいてから、今、委員長お話しされた2、3、4を一括してという流れでもよろしいでしょうか。

近藤委員長

結構です。ちょっと私が間違えた形です。それでは、(1)千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部改正について説明をお願いいたします。

指導課長

指導課の協議事項の(1)千代田区教育研究専門員の設置等に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

この千代田区教育研究専門員というのは、本区の教育研究所で勤務している職員のことでございます。

こちらの規則、一部改正する理由でございますけれども、当該規則に定め

る専門員の任期・勤務日数及び勤務時間に関する規定を整備するものでございます。

その内容といたしましては、専門員の任用について、任期・勤務日数・勤務時間を規定してございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表のほうをご覧くださいませうでしょうか。右側が現行、左側が改正後になってございます。

今回、任期等につきまして書いてございますのが、第6条のところでございます。これまで「任期は1年とする。ただし、再任することができる」ということで、特段の何年間とか何回とかという規定がございませんでした。今回は「その任期を4回に限り更新することができる」と定めております。更新上限を設けることで、専門員を定期的に入れかえることとなり、組織の硬直化を防ぐことが狙いでございます。

また、第7条につきましては、細かく、1月につき16日の勤務日数としてございます。

また、第7条の2項、勤務時間につきましても、明確に、「午前8時15分から午後5時までの7時間45分とする」ということを明確に規定したものでございます。

なお、第3条の欠格条項につきましては、現行の第3条の(2)の下線部にありますとおり、「禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者」という規定でございましたけれども、教育に関係している者でございますので、学校教育法等で規定されていますように、「禁こ以上の刑に処せられた者」、それと、(4)に記載されているように、細かく欠格条項を新たに規定したものでございます。

まず、1点目の協議につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等いかがでしょうか。特にはよろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、この件については、改めて議案として提出し、決定することといたします。

先へ進んでまいります。

先ほどちょっと順序を間違えた形でお話ししました先ほどの3点を一括して、それでは、指導課長より説明願います。

指導課長

それでは、(2)、(3)、(4)を一括してご説明申し上げます。

こちらの規則の一部改正は、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、規則の一部改正するものでございます。

給与条例につきましては、11月25日の教育委員会定例会において、原案どおり議決をいただいたところでございます。また、第4回区議会定例会での議決を経て公布されたところでございます。

平成27年4月1日施行に係る部分の規則について、本日、教育委員会協議事項としてご提出したものでございます。

順番としましては、まず最初に、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則をご覧いただけますでしょうか。少し、順番が逆なのですが。

こちらは、条例改正に伴いまして、地域手当の支給割合の改正を行うものでございます。

改正概要といたしましては、地域手当の支給割合を100分の18から100分の20に改めるというものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部の改正についてをご覧ください。

改正の趣旨といたしましては、給与条例で、平成26年度間は給与が上がるという改正を行いまして、平成27年度からは、先ほど申し上げました地域手当が、100分の18から100分の20に改めたことにより、幼稚園教育職員の給料表を引き下げるとい改定を行ってきたところでございます。条例で改定をさせていただいております。そこで、現行の4級、園長ですけれども、管理職手当が、最高号級の給料月額20%を掛けたものを上回るため、改定を行うものでございます。

現行は9万1,000円のものから、改正後は8万9,600円というものになるものでございます。

なお、現行の最高号級は45万6,200円掛ける20%で、9万1,240円となりますので、9万1,000円となっております。平成27年4月1日からの地域手当の引き上げに伴って給料表を下げる改定の結果、引き下げ後、最高号級が44万8,000円掛ける20%ということになりまして、8万9,600円となったものでございます。

最後に、3点目、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正でございます。

こちらのほうは、条例改正にあわせて、支給月数の改正を行うという趣旨でございます。

改正概要にございますように、改正後は、勤勉手当、6月期と12月期、均等割しまして0.80と0.80というようになっております。また、管理職も同様で、6月期1.00、12月期1.00と、以下、再任用職員についても同様に、同率で当分に割り振りをしたものでございます。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

これもご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、この件についても、改めて議案として提出し、決定することといたします。

先へ進んでまいります。

### ◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 千代田区次世代育成支援計画（素案）意見公募の実施結果
- (2) 平成27年度第1回区議会定例会報告
- (3) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等

子ども支援課

- (1) 千代田区保育施設等運営基準条例施行規則の制定
- (2) 地域型保育事業 認可・確認予定

指導課

- (1) 平成26年度 指導課事業評価

近藤委員長

日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長

初めに、子ども総務課長より報告を願います。合計で3点ございます。

それでは、子ども総務課からの報告事項、3件ございます。

まず、1件目、千代田区次世代育成支援計画（素案）意見公募の実施結果ということでございます。

資料、A4のものを1枚おつけしてございます。こちらの千代田区次世代育成支援計画につきましては、平成27年度から新たに開始されます子ども・子育て支援法に基づきます子ども・子育て支援事業計画を含むものとして、平成27年度からの5年間の子ども・子育て施策全般についての区の計画ということで、現在策定を進めているものでございます。

この計画素案の内容につきましては、既にこの委員会でご紹介しているところでございますが、これにつきまして、意見公募、いわゆるパブリックコメントの手続きをとりましたので、その結果について簡単にご報告させていただきます。

パブリックコメントは、2月5日から18日まで、2週間に渡り行いました。その結果、寄せられた意見としては7件でございます。この7件につきまして、資料の裏面に記載しております。意見概要というところに意見の内容を記載しておりますが、右側に回答案概要と記載しておりますが、こちらの回答案につきましては、現在まだ内容については精査中で、今のところこういう方向でということ記載しているものでございます。今後子ども・子育て会議の意見等を聞きまして、またこの回答案の概要については、さらに内容を詰めていきたいと考えております。

この寄せられた意見と回答につきましては、区のホームページ等で後ほど公開する予定でございます。

また、この千代田区次世代育成支援計画につきましては、本年度中に計画を策定する予定でございますが、本年度中の教育委員会におきまして、議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

(1)の説明につきましては、以上です。

続きまして、(2)平成27年第1回区議会定例会報告でございます。

こちらにつきましては、資料はございません。

現在開会されております区議会定例会におきます教育、次世代関係の議論についてですが、区長招集挨拶、代表質問、一般質問の概要につきましては、前回の教育委員会定例会でご報告申し上げましたとおりです。

その後、平成27年度予算につきまして、2月25日、26日に分科会審議、3月4日、5日に総括審議がございました。特に、教育関係で問題になりました点につきまして、簡単にご報告申し上げます。

分科会審議におきましては、教育委員会事務局の組織、英語教育等の国際教育、学校生活サポート、アーティスト・イン・スクール、仮園舎・仮校舎等を含みます九段小学校・幼稚園の整備、ICT教育の推進、学校図書、自然体験学習などについて、また、現在住宅等との複合施設となっております四番町児童館・保育園につきまして質疑が行われました。

このうち、教育委員会の組織についてと四番町の児童館・保育園についての2件は、総括審議の場において改めて審議することとされました。総括審議におきましては、その2件のほか、オリンピック・パラリンピックを見据えた大使館との協働、高校生への奨学給付金、中等教育のあり方などについて質疑がありました。このうち、教育委員会事務局の組織につきましては、今回予算審議の場において、特に教育委員会事務局に設置いたします部の名称について、議員から意見がありました。

その内容といたしましては、当初案として当初案として事務局から出しました「子ども共育部」という部の名称の案がどのような経緯で出てきたのかが不明瞭である。それから、「共育」という辞書にも載っていないような言葉を組織名称として用いることは、区民の立場から見てわかりにくく、適当ではない。そのほか、どのような組織名称が教育委員会の場で議論されたのか、そもそも所管する事務内容に大きな変更がない中で、組織名称を変更する必要があるのか疑問があるというような内容のものでございました。

教育委員会事務局のほうからは、当初の「子ども共育部」という案につきましては、各部の部長を中心といたしました組織整備に関する庁内検討会における検討過程においてまとめられた意見で、それを教育委員会事務局のほうから、この定例会に協議案として提出したという経緯をご説明いたしました。また、その中で、この定例会におきまして、委員の皆様からご意見をいただき、その後、議会を含め、また、さまざまな意見が寄せられた中で、改めて教育委員の皆様のご意見をお聞きし、現在は「子ども部」という方向で議論を進めているということでご説明をいたしましたところでございます。

この件につきましては、予算特別委員会では、教育委員会において現在検討中の「子ども部」という考え方のほかにも、現行の「子ども・教育部」のまま変更しないという考え方もあるのではないかという意見が議会のほうであったということ、教育委員会の場にもご報告いただきたいという形で集約されましたので、本日ここにご報告するものでございます。

本日は、この件につきましては、改めて委員の皆様のご意見を、この後お

伺いたいと考えているところでございます。

次に、(3)の区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等につきましては、2月10日の教育委員会定例会でご報告させていただいておりますが、神田一橋中学校通信教育課程は入学者がおりませんので、入学式は実施しないこととなりました。このため、変更後の資料を一部おつけしてございます。

平成26年度の卒業式と、平成27年度の入学式・入園式等につきましては、こちらの日程で実施したいと考えておりますので、あらためて、よろしく願いいたします。

子ども総務課からの報告事項につきましては、以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

3点についてご報告いただきました。特に、第2点目、27年第1回区議会定例会報告の中で、教育委員会事務局組織のことで、いろいろ議員の方々からご意見をいただいたということでお話がありました。そのことではいかがでしょうか。何かご意見、そのほかございますか。

教育長、どうぞ。

教育長

区議会の予算特別委員会での議論の経過は、ただいま子ども総務課長がご報告したとおりでございます。

当初の「子ども共育部」という考え方につきましては、子ども総務課長がご報告したとおり、どういう過程でその名前が出てきたのかということと、教育委員会でどういう経過でその議論があったのかというご質問でした。

「共育」という名前が出てきた経過については、部長レベルでの庁内検討会でのさまざまな議論の中で、1つの案としてその考えが出てきたということ。それから、「共育部」という考え方を教育委員会で議論した経過につきましては、事務局サイドから、現在の「子ども・教育部」は、学校教育だけではなくて、0歳から18歳までの幅広い事業、例えば誕生準備手当ですとか保育園の待機児対策、在宅での子育て支援、学童クラブの待機児対策や高校生の医療費助成、あるいは次世代育成手当等、かなり広範囲な事業を推進している部ということで、その大きな枠組みの事業内容を、区民の方にわかりやすくご理解いただくために、「子ども共育部」という考えを当初事務局のほうからお示ししたという経過を答弁をいたしました。

現在、ちよだみらいプロジェクト、新しい基本計画を庁内で検討していますし、そういった計画の策定、あるいは次世代育成計画を「子ども・教育部」として策定中ですけれども、そういった計画の遂行に伴い、現行の名称の変更がどうしても必要なのか、名称を変更する必然性があるのかというようなご質問もいただきました。それについては、今、私がお報告申し上げたように、0歳から18歳までの仕事をトータルにあらわす部の名称がふさわしいということで、決して教え育む意味での「教育」を軽視しているというわけではないこと。「子ども共育部」という名称の中に、教え育む、それから共に育つ、共に育むという教育委員会のマスタープランに込めた思いを含め

て、幅広い事業内容を含み、なおかつ区民の方にわかりやすい名称ということで、議論させていただいたという経緯をご答弁させていただいたところで

す。  
私どもとしては、現在、部の名前としては、トータルに「子ども部」という形にするとともに、従来、議会でもご指摘のあった教育と文化のまち千代田を踏まえ、教育活動の部分についても力を入れて実施するという意味で、教育担当部長を設けて今後の組織運営に当たりたいというご答弁をして、議会のご理解をいただくように努めたところでございます。

そういった形での議論の経過を踏まえて、ご意見等を頂戴できればと思います。

近藤委員長

ありがとうございます。

今、教育長のほうから、議会での総括審議の、私どもは具体的にどういう質問かわからないけれども、その質問を踏まえた形で、ご答弁の様子をまとめられてお話をいただきました。

大体のその場の状況が、何となしに想像できるわけですが、どうでしょうか。何かご意見はございますか。

どうぞ。

中川委員

いつもその質問と答弁の内容をいただいているんですけど、それは今回いただけていないですね。

子ども総務課長

本会議におきます代表質問と一般質問の内容については、一覧表にして前回お渡しいたしました。委員会の質疑等については、資料はお出ししてございません。

中川委員

わかりました。私たちも「共育」か「教育」か、いろいろ考えて来ましたが、現在の子どもたちを取り巻く状況を見ると、社会全体で子どもを見守っていく、千代田区の共に育てるという「共育」の理念というのは、今とても大切なことになってきているんじゃないかなと思うんですが、教育関係機関だけでは対応できなくなってきている子どもたちの状況の中で、学校とか地域とか保護司とか人権教育委員とかソーシャルワーカーとか、いろいろな人たちが連携して子どもたちを見守っていくということが、求められているんじゃないかと思えます。

エデュケーションという言葉の教育だけではカバーできない複雑な状況が起こっている中で、教育委員会は子育ての核にならないといけないと思うのです。そのときに、「子ども共育部」というよりは「子ども部」と言ったほうが、千代田区が今の子ども・教育部でカバーしている0歳から18歳までの子どもについて、広い視点から対応できるかなと思い、「子ども部」にする意味もあるのかなと思いました。

ただ、そう考えると、前から何回か申し上げたのですが、どこかに保健所の位置づけをしてもいいのではないかと思いました。

近藤委員長

そのほかはいかがですか。

さまざまなお考えがあることは事実だと思います。教育委員個々の意見で

はなく4人委員がおりますが、100%それぞれの考え方ではないとは思いますが、合議のもとで進めていくという上で、それぞれが了解できる形のものが出てきているのだらうと思います。

今、中川委員がおっしゃった、今までの議論の中で、さまざまな視点・観点から、私どもは「子ども部」ということによろしいのではないかという考えを示し、それで今現在動いていただいているわけです。私どもとしては、今までの議論を大切にしながらといいたいでしょうか、その形で進んでいければいいのかなと、教育長のお話を伺いながらも捉えたところですが、いかがでしょうか。

多分年度の切りかえで、組織づくりというのはかなり急がれる部分でもあらうと思いますので、今までの形で動いていければ、いいのかなと思います。そのあたりはいかがですか。

先ほどから何回かお話をしている、さまざまな考えのもとで、合議制で進めていくという会ですので、大方ご了解できれば、それに沿った形で進めていただきたいと思えます。

今日は、議会の報告という形で話をいただいていますので、最終的には何らかの形、決定しなければいけないんだと思えます。来年度の組織ですので、急ぐようであれば、早急に決めていければありがたいなと思っているところですが、いかがですか。

どうぞ。

教 育 長

組織全体の名称については、ただいまの中川委員等の意見を踏まえて、できれば早急に決定させていただければというふうに思えます。

それから、子ども健康担当の参事を置いたらどうかというご意見は、従前から中川委員からいただいております。事務局でもいろいろ議論をさせていただいていますが、子ども健康担当参事については、健康関係の議題がある場合については、この教育委員会にも出席を求めたいと思っておりますし、議会の委員会等でも必要な場合は助言をいただきたいと思っておりますけれども、これまでの対応とかを踏まえると、組織の中に明確に位置づけなくても、実際の運用の中で、その辺のところは十分カバーできるだらうということ。正規の組織の中の枠組みとしては、今回は除いて対応したいと、事務局としては考えているところでございます。

近藤委員長

どうぞ。

中 川 委 員

私がなぜそう申し上げるかということ、健康の部分は、感染症やアレルギー対策などの体の健康だけじゃなくて、メンタルの部分のケアも必要なので、そう考えると、入っていただいたほうがいいのかなと思ったということ、一言つけ加えさせていただきたいと思えます。

もう、言葉は、どんな言葉であってもいいと、最終的に。どう千代田区が子どもを育てていくかというのが大事で、そのためにも早く、こういう言葉の議論だけではなくて、先に進めていただきたいというのが希望です。

近藤委員長

ありがとうございます。

さまざまなお考えはあるけれども、まとめるべきはまとめて、できるだけ早くということを受けとめたいと思います。

次回の会議、定例の会議を待たずして、今までの方向性で、早急に最終的に決めてまいりたいというふうに思いますが、そういう手続をとっていただけますか。

子ども総務課長  
近藤委員長

はい。

あと、1番、3番のほうについてはいかがでしょうか。ご質問等はよろしいですか。

どうぞ。

中川委員  
子ども総務課長

パブリックコメントの意見は少ないですね。反響が少ないので。

こちらの次世代育成支援計画のパブリックコメントにつきましては、千代田区の協働参画の手続に従って行ったものでございます。こういった計画を作る際には、ほかのものについても必ずこういったパブリックコメントの手続をとることになっています。今、委員からご指摘のありましたとおり、非常にどの計画についてもなかなか出てこないというのが現状です。中には1件もないというところもあったようですが、今回は7件ほど意見をいただいております。

これについては、議会等でも指摘がありましたが、パブリックコメントだけで全てということではなくて、例えばこの次世代育成の支援計画につきましては、子ども・子育て会議に保護者の方々、かなりの人数に入っていて、いろいろ意見を聞いたりしておりますし、また、計画を立てるに当たりましては、小学生以下のお子さんがある全世帯にアンケート調査を行った上でやっていますので、そういったさまざまな住民の方の意見を聞く形を併用しながらやっていきたいということで、パブリックコメントについても、より意見が反映されるやり方もまた考えていきたいと考えているところです。

近藤委員長

ありがとうございます。

それでは、先へ進んでまいります。

教 育 長  
近藤委員長

委員長、すみません。

どうぞ。

教 育 長

もう1点。予算特別委員会の総括審議の中で、中等教育に関するご質問がございました。それは、十数年前に中等教育の将来像を千代田区で作成し、それに基づいて、この間10年以上取り組まれてきたけれども、その成果をきちんと検証しているのかという趣旨のご質問でした。

例えば、当初、中等教育の将来像を作ったときに、区立小学校から区立中学校への進学実績が非常に低い中で、それを上げるということを当時の基本計画の中で目標値まで示して取り組んできたはずだけれども、その成果は十分に上がっているのか、また九段中等教育学校を作って、区としては高校教育部分の人件費を大幅に区が負担する中で運営してきているけれども、その成果が上がっているのか、さらに、中等教育学校に力を入れてやっている区

の取り組みが、在来型の中学校へも十分に反映されているのかとのご質問でした。

これにつきましては、当初の中等教育の将来像に挙げた3つの柱については、基本的には、私個人としては一定の成果をあげていると思っているけれども、客観的な視点から検証することが必要だと考えていて、教育委員会では、昨年度と今年度の2年間かけて、学校関係者とか、あるいは外部の有識者を交えて十分な検討をしていること。間もなく検討結果がまとまるので、その検討結果を踏まえて、中等教育の現状と課題については、この教育委員会でも十分に議論をしていくし、また、区議会のご意見も伺いながら、今後の中等教育の充実に取り組んでいきたいという答弁をさせていただきました。

間もなく検討結果もまとまりますので、それについては、改めてこの教育委員会でその報告を踏まえたご議論をお願いしたいと思っています。

近藤委員長

ありがとうございます。

今の件については、ご質問等はございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、子育て対策担当課長より報告を願います。

子育て対策担当課長

それでは、資料に基づいてご説明をさせていただきます。

まず、1件目ですが、千代田区保育施設等運営基準条例施行規則になります。

こちらの条例の施行規則ですが、昨年、第4回区議会定例会で、この条例が、区議会でも可決をいただきまして、その条例の第69条の中に、過料処分といったものを定めております。それにつきましては、資料の第2条、過料処分の「条例第69条の規定により過料を科する場合においては」というところでございます。

この「科する場合」でございますが、この第69条が規定している文言でございますが、認定したお子様の、例えば保護者だったり、今回、後ほどご説明します認可確認をした事業者が、虚偽の報告や物件、書類の提出をした場合に、区の職員の質問に答えないか、また、そちらでも虚偽の答弁をした場合などに、10万円以下の過料を科するという条例となっております。そちらに基づいて、過料の手続を定めたものとなります。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問ございますか。

中川委員

第69条というのはどこかに出ているのですか。

子育て対策担当課長

今回は施行規則になりますので、本体部分の条例の69条に定めているのが、先ほど申し上げた虚偽の報告や物件の提示だったり、書類の提出だったりという形の規定がされております。

すみません、今回、資料には条例第69条はつけておりません。

近藤委員長

そのほかはいかがですか。

(なし)

近藤委員長

また、お気づきのことがあれば、振り返りながらご質問を出していただいて結構だと思いますので。

先のことについてご説明ください。

子育て対策担当課長

それでは、続きまして、地域型保育事業の認可・確認予定についてという資料をご覧ください。

こちら、家庭的保育事業等と言われるものの条例を、第4回区議会定例会で可決いただきました。そちらの事業者について、認可をしました後、給付費という補助金を払う確認を行う予定でございます。

それでは、資料の1番の表をご覧ください。

4つの事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、最後、事業所内保育事業という4つの事業を、今回、地域型保育事業として行う予定でございます。

こちらの子ども・子育て支援新制度に基づいた新しい事業でございます。

右側に書いてある事業者が、今回、新たに地域型保育事業として実施するものでございます。

裏面をご覧ください。

別紙となっております、これが、平成27年4月から行う地域型保育事業となります。

家庭的保育事業ですが、現在も行っております、あい・ぽーと小さな家の飯田橋と東神田、こちら、今まで区の補助事業として行っておりましたが、正式に認可の事業として行うものとなります。

そして、新たに行うものとしては、居宅訪問型保育事業、こちら、ベビーシッターでございます。区内に事業所が大体六、七社あるということで、お声かけをしているんですが、現在認可の申請をしてくるのが2社になっております。その2社が、ご覧の小学館集英社プロダクションとNPO法人のフローレンスになります。

NPO法人のフローレンスでございますが、対象児童をご覧ください。NPO法人のフローレンスにおきましては、障害児の保育のみを行うというものでございます。

それと、一番右でございます。事業所内保育事業として、先日の教育委員会でもご報告申し上げましたが、正式に4月1日から地域開放枠ということで、5名分の区民枠をいただきまして、実施するというものになります。

それでは、資料、表面にお戻りいただきまして、今後の3番のスケジュールをご覧ください。

現在3月上旬と書いてありますが、3月6日、先週の金曜日に認可の申請の受け付けを締め切りまして、今週から実地調査、その後、認可をしまして、中旬～下旬で確認申請の受け付けを行います。正式に3月の下旬、確認施設として決定をして、4月1日からの事業開始という形となります。

説明は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。  
ご質問等いかがでしょうか。  
どうぞ。

中川委員 質問ではないのですが、ぜひ来年度は家庭的保育事業を見学させていただきたいと思います。

子育て対策担当課長 意に沿えるよう努力いたします。

近藤委員長 よろしく願いいたします。  
それでは、先へ進んでまいります。  
次に、指導課長より報告を願います。

指導課長 例年行っております指導課事業評価満足度の結果、平成26年度分が取りまとめられましたので、ご報告申し上げます。  
左肩ステープラーどめの資料をご覧ください。  
こちらは、毎年度行っているものですが、今年度は、事業全てで、39事業について評価をいただいております。評価していただく対象者は、管理職、それと教職員、保護者の3者でございます。  
評価の段階といたしましては、満足できるを4とし、順に、4、3、2、1の4段階評価でございます。合計人数、それと、その4、3、2、1の4段階評価の平均を記載しております。また、昨年度の平均を経年変化の比較ということで載せております。右側には、帯グラフで割合を示しているものでございます。4が青、3が赤、2が緑、1が紫という順になってございます。  
細かくはご説明申し上げませんが、代表的なところだけお話をしたいと思っております。  
まず、教職員で評価が高かったもの、3番の理科支援員配置をご覧ください。教職員は3.57という評価でございます。この教職員が3.5以上の肯定的な評価をしたものについての傾向でございますが、やはり学校への人的配置、例えばこの理科支援員も含めて、スクールライフ・サポーター、特別支援教育指導員、学習生活支援員という人的配置が高い評価でございました。  
次に、2ページをご覧くださいませでしょうか。  
2ページの8番、社会体験・インターンシップでございますけれども、こちら、管理職、教職員ともに、3を下回る結果となっております。特に、昨年度の平均より、管理職については大きく下回っております。こちらは、内容的な見直しを今後していかなければならないと私どもは考えておまして、今後は学校の意向を十分踏まえ、幅広い事業所を展開とする社会体験・インターンシップとしてまいりたいと思っております。  
次に、3ページをご覧くださいませでしょうか。  
14番の孺恋自然体験交流教室のところでございますけれども、こちらの宿泊体験行事につきましては、保護者がかなり高い評価でございます。こちらの14番につきましては、3.80が平均と高評価です。箱根移動教室だとか、あ

るいは軽井沢の移動教室、岩井臨海学園、婦恋のスキー教室については、3.5以上と高評価になっております。また、保護者の高評価のものにつきましては、5ページの22番、健康・食育・体力向上プランだとか、25番、特色ある教育活動が、3.5以上の高評価を得ているものでございます。

保護者の傾向としましては、学校行事である宿泊行事的なものを認めていただいているということと、子どもの健康だとか体力向上については満足していただけていると。また、各学校がそれぞれ創意工夫しながら特色ある教育活動を展開しているということが高い評価につながっているという傾向がございます。

また、管理職につきましては、これはおもしろい傾向がございまして、教職員が高評価している人的な配置と、それと、保護者に高評価していただいている宿泊行事、それと、特色ある教育活動が、管理職においては高い評価を得ているというものがございます。

一方、課題といたしましては、中学校のスクールライフ・サポーター、5ページの21番ですね。こちら、管理職が2.86、教職員3.09、保護者も3.38というような状況だとか、あるいは中学校のALTの派遣、こちらは8ページですね。管理職が2.80と、3を下回っております。それと、校務ICT、こちらは6ページの28番になりますが、管理職が2.71と低い評価になってございます。これらについては、今後、学校のほうからどのように進めていくのがいいのかという意見を頂戴しながら、事業改善していく必要性があるかと思っております。

簡単ではございますけれども、報告は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。そのほかご質問等ございますか。

どうぞ。

古川委員

今、最後にお話がありました管理職の方の評価が低い事業について、中学校のALTは、昨年度も評価が低かったように記憶しているんですが、学校の管理職の方があんまり納得されていないのはどういう点なのか、気になっていたんです。また、今年度も低いということで、ALTの方がいらしていただくのは、保護者の立場からは、すごく有効かなと思っているんですけども、管理職の方にご満足いただけていないということは、派遣される方とかそういうことよりも、回数とかそういった問題になってくるのでしょうか。

指導課長

ご指摘のとおり、管理職の評価が低いというのは、回数的なものもございますし、教えるALTがどのような方なのかということも大きな要因であると思います。

小学校は委託で、委託業者からALTが来るわけですがけれども、中学校の場合は、学校独自で見つけなければならないというところがあります。さまざまなネットワークを使いながらALTを雇用するわけですがけれども、学校によっては、いいALTがうまく見つかる場合もありますが、なかなかうま

く連絡がとれず回数も減ってしまうということは今年度実際にございましたので、そういうさまざまな要因で、昨年度は3.00で、辛うじて3はクリアしていたんですけれども、今年度に限っては2.8に下がってしまったというものでございます。

古川委員 中学ではALTを自校で探さなければいけない理由というのは、そこを指導課のほうでフォローできないのでしょうか。

指導課長 それは、私も大きな課題ではあると思っているところでございます。

委託事業にした場合には、ALTに学校が直接的な指示できないというデメリットがございます。偽装請負と指摘されてしまいます。派遣であれば、その問題はクリアされるのですけれども、これまで本区としては委託という形をとってきたので、特に中学校は、外国語として英語という学習指導要領に定められている教科でございますので、直接的な指示が非常に多くなる場面があるということを想定しまして、直接雇用という形をとってきたものでございます。

昨年も3.00、かなりぎりぎりのところで、今年度2.80ということになっていきますので、総合的にそのALTの雇用の仕方については検討していかなければならないと思っています。

近藤委員長 ありがとうございます。

古川委員 よろしくお願いします。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

#### ◎日程第4 その他

##### 子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(3月20日号)掲載事項
- (3) 西神田コスモス館の火災
- (4) 国内都市派遣研修(佐賀県武雄市)報告
- (5) 川崎市中学一年生殺害事件を受けて

近藤委員長 日程第4、その他に入ります。

最初に、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長 それでは、子ども総務課から、その他事項ということで4件ございます。

1点目の教育委員会の行事予定、それから2点目の広報千代田(3月20日号)の掲載事項、こちらについては、例月どおりの報告でございますので、お手元の資料をご覧いただきたいと思えます。

それから、(3)西神田コスモス館の火災でございますが、こちらについては、資料はございませんが、3月2日火災発生当日に、委員の皆様には状況をファクスでお送りしておりますので、内容はご存じのことかと思いま

す。

こちらの建物の中には、保育園と、児童館がございましたが、いずれも無事に避難いたしました。けが人等は一切ございません。鎮火後、通常どおりの業務を続けております。

また、こちらの西神田コスモス館につきましては、区内の小・中学校に通っているお子さんが何人か居住しておりました。特に火元となった部屋の両隣、それから上3軒、下3軒の計8軒、最も被害の多かったこちらの8軒の中にもお子さんがいる世帯がいらっしゃったのですが、現在のところ無事に元の自宅のほうから通学している状況です。

それから、(4)の国内都市派遣研修でございますが、こちらについては、各事業部に国内都市派遣研修ということで予算がついておまして、子ども・教育部からは、こちらの委員会でも以前ご指摘がございましたが、佐賀県がICT教育の先進地域であるということで、そちらに、職員が派遣研修ということで視察に行っていました。

報告書につきましては、本日、資料としておつけしてございますが、この後、定例会終了後に、この内容についてご質問等ございましたら、実際に研修に参加した者から直接お話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからのご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

その他、追加で何か報告事項はございますか。

教育長、お願いします。

教 育 長

前回の教育委員会で、古川委員から不登校児への学校の対応等についてご質問をいただきました。それと関係して、今、非常に大きく課題となっております川崎市での中学校1年生の殺害事件についての私なりの対応についてご報告させていただきます。

この事件に関しましては、現在、国から各自治体での不登校への対応に関する調査が来ておりますし、都教委からも通知が発せられています。これについては、後ほど指導課長から概略をご説明申し上げます。

私は、3月4日にありました校・園長会で、私なりの考えを校長先生方にお話しし、何点か確認するよういたしました。

この事件、新聞報道によると、この少年は昨年夏ごろから部活動に参加しなくなり、今年に入ってから学校にも来なくなった。担任の先生は、ほぼ毎日母親や自宅に電話をかけたけれども、つながることが多く、また、家庭訪問も、報道によると5回ほど重ねてきたけれども、保護者や本人には直接会うことができなかったということです。結果的にこういった悲惨な結果に終わってしまいました。

私も、こうした事件が絶対に千代田区で起こらないよう、区を挙げて子どもたちの身を守っていく体制を見直すことが大切だと思っており、私なりに校・園長会で、2つの事項の確認を校園長先生をお願いいたしました。

1つ目は、こういった対外的な非行に絡む問題を校内でのいじめとも関連づけて、子どもたちの声を早期に確実に受けとめる体制を改めて見直してほしいという話をいたしました。

現在、いじめに関しては、例えばいじめ相談レターですとか、いじめ相談の24時間ホットライン等を行っていますけれども、それらが本当に十分活用されて、子どもたちの声が学校に届くようになっているのか、改めて見直してほしいというお願いをいたしました。いじめや非行に係る児童や生徒からのSOSを学校ないししかるべき機関が確実にキャッチできるように、相談や訴えを申し出る手段や方法、また、相談先がさまざまに用意されて、SOSを受けとめるようになっているということを、改めて子どもたちに周知してもらいたいという話を1ついたしました。

それから、もう一つ、何らかの問題が発生した場合、また、問題が発生しかねない場合の学校としての対応を改めて考え直していただきたいということ。子どもたちに異常があった場合、真っ先に感知できるのはやはり学校だと思いますので、不登校で保護者や児童・生徒と連絡がとれないような事案があれば、何をおいても、直接の訪問などによって安否確認を優先していただきたいということ。ケースを見きわめて、状況によっては、学校だけの対応にとどめることなく、教育委員会、児童・家庭支援センター、東京都の児童相談所、警察等にも連絡、通報して、関係機関が連携して対応するように、学校のほうでも改めて体制を確認してもらいたいという話をさせていただきました。

この事件については、様々な課題が取り上げられているところですが、教育委員の皆さんからも、この事件についてご意見、あるいは私どもに対してお望み等ありましたら、伺いたいと思います。

近藤委員長

今、ご意見があったらということでしたけれども、指導課長から補足等何かございますか。

指導課長

先ほど教育長が話されたとおり、若干補足をさせていただきます。

今回、川崎で中学校1年生が殺害されたという痛ましい事件があり、その中で、教育的な課題として、1つは不登校の状態になったときに、学校はどれだけその子どもや家庭の状況を把握しているのかということが大きな話題になりました。

それに基づいて、文部科学省も各学校の不登校児童・生徒に対してどのような状況かという緊急調査をしました。大きく2つ、類型で、1番、2番というような形で聞いてございます。

それが、類型1は、「学校において7日間以上連続して当人と連絡が取れず、生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの」と、かなり限定的なご質問です。また、類型2としては、類型1に該当するものの

ほか、「学校外の集団（成人が主たる構成員であると思われるものを含む。）との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの」という、かなり今回の事件を受けて、限定的な調査がございました。

本区においては、該当はなしというところです。当然、生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるものという聞き方をしてございますので、そう聞かれたらゼロとなります。

しかし、私どもとしましては、不登校状態にある児童・生徒と連絡がきちんととれているのかどうか、そこを確認すべきだと思っております。前回の定例会におきましても、古川委員から全く連絡がとれない生徒さんはいるのですかというご質問があり、そのときには、本区ではございませんというご回答をさせていただいたかと思えます。学校は、必ず家庭に連絡をとっておりまして、週に1回以上だとか、あるいは毎日担任から保護者へ連絡をしているというような、学校によって、ケースによってさまざまなのですが、少なくとも週に1回は必ず家庭に連絡を入れているという状況です。当然のことながら、児童・生徒本人と話せる場合と話せない場合がありますけれども、当人の状況は必ず学校は把握をしているという状況でございます。

今回は、家庭がどこまで中学校1年生の状況を把握していたのかどうかかわからないですけれども、学校外の集団とどういうふうに関わっているのか、これはやはり学校が把握すべきところでありまして、やはり家庭においても、その子が不登校状態にあるときに、状況がどうなのかというのは、家庭においてもしっかり把握する必要があるのだらうと思っております。やはり学校、家庭、地域、また、教育行政が連携した取り組みが、今後一層必要になってくると思っております。

補足は以上です。

ありがとうございます。

失礼いたしました。1点、さらに補足の補足です。

スクールソーシャルワーカーについては、やはり今回の事件を受けて、今後のキーマンになるであろうということが言われてございます。本区の教育研究所にもスクールソーシャルワーカーが在籍しているわけですが、マスコミから取材依頼がありました。個人的な取材ということではなくて、教育委員会を通して取材をしてくださいと言ったら、その後なくなったわけですが、やはりスクールソーシャルワーカーの存在は今後大きくなるであろうと感じた次第でございます。

なぜスクールソーシャルワーカーなのかというところですが、これまで学校にはスクールカウンセラーやスクールライフ・サポーターが学校にいて、子どもたちの様子を把握する、あるいは保護者に来てもらって相談業務をするという、どちらかという、来ていただいて、あるいは学校にいる状況を把握するというスタンスでした。しかし、今回のケースを考えると、やはり家庭に踏み込んで、お子さんの状況をしっかり把握していくというこ

近藤委員長  
指導課長

とが必要になってきます。これまでも学校は、家庭訪問だとか、家庭への連絡とかということをしてきましたが、やはり家庭の状況によっては、なかなか学校とは会いたくないとか、会う時間帯がとれないだとか、そういったさまざまな状況があり、連絡がとれないケースがあります。例えば午前中の時間であれば時間がとれるといったときに、学校は授業等がありますので家庭に訪問することができない、家庭へ連絡することがなかなか難しいと、そういったときに、スクールソーシャルワーカーが関係性を築いて、その家庭から状況を把握するということが可能となってきます。さらに、スクールソーシャルワーカーは、その関係諸機関とのパイプが非常に強いので、1つの問題に対して、学校と家庭だけではなく、関係諸機関と連携した取り組みをキーマンとしてできる役割がありますので、今後この事件を契機に、一層スクールソーシャルワーカーの役割というのが大きくなってくると思っております。

本区でも、スクールソーシャルワーカーをいじめ対策として、既に雇用しているわけですがけれども、もっと幅広く、不登校対策等についても関与していってもらいたいと思っております。

近藤委員長

ありがとうございました。

いかがですか。何かご質問なりご意見なりがあれば。

どうぞ。

古川委員

教育長と指導課長のお話と重なるとは思いますが、まず、川崎の事件については、学校の担任の先生も、不登校になってから、どういう状況か把握するべく動いてくださっていたようですがけれども、実態がつかめなかった。もうその時点で、何かおかしいことになっている状況なわけですね。家庭の保護者の方も自分の息子の状況を、把握されていないようでしたし、学校の先生は動いてくださっていたけれども、うまく情報は得られなくて、もうその状況自体、まずい状況だったわけですね。そこで、やっぱりもう一步踏み込める方の存在が必要なのかなと思いました。

事件については、報道からしか私は情報を得ていないんですが、そのときに、スクールソーシャルワーカーについてもいろいろクローズアップされていて、やはりそういう役どころの要になっていかれるのがスクールソーシャルワーカーなのかなと思いました。

学校の先生が動いていたけれども、良い方向に持っていける前に大変なことが起こってしまった。あの年明けてからの状況は、事実がつかめなかったにしろ、大変なことになっているという認識が甘かったというか、もうそういうふうには捉えていかないと今後はいけないだろうな、学校は連絡をとるのに頑張っているじゃ済まされないのかなと思いました。

あと、不登校についてのお子さんと家庭と連絡がとれているのかという質問を前回しましたが、不登校の件数等、定例会で報告していただいていますけれども、ケース、ケースで、その理由や状況は本当にさまざまだと思います。なので、私の質問に、答えにくいところもあるのかなというのは思いま

す。例えばお子さんと連絡がとれていない場合、まず学校がお子さんと連絡をとるように接するけれども、親御さんで、どうしても子どもが拒否しているようだからということであれば無理にという形にはしていないというようなことを、前回伺ったんですけれども、同じ世代の子どもがいるもので、子どもたちが話している情報が耳に入ることもあるんですけれども、不登校のお子さんがいて連絡をとろうと思っても、子ども同士でとれないことがあると。あれは家庭の方がわざとつないでくれないのではないかと、いうものでした。これは一つの例ですが、もしかしたら何か問題を抱えているかもしれないけれども、お家の方が、子どもが嫌がっていますからと言われて、担任の先生はそこで、それ以上は踏み込めない状況だと思うんですけれども、実態と違う場合もあるかもしれないなと思って、やはり学校の担任の先生以外の権限を持った方が、もっと早目から入っていける環境であるといいなと思いました。

その不登校になった理由が、本当に親御さんも把握されていて、先生と話したくない、本当に学校の友達や学校の関係の人と話をしたくないという状況であるとして、保護者がちゃんと事実をわかっている、それも学校の先生がこういうわけだから、学校の友達や先生方と話せないんですと、ちゃんと理解しているのかなというところを前回伺ったんですが、何で不登校になっているかという理由を、親御さんもわからない場合もあるのかもしれない、探っている最中かもしれないんですけれども、そういう家庭であっても、そういうこととかを、担任の先生と情報を共有できているのかな、こっちからは連絡をとっているけれども、おっしゃってもらえないからとかでは済まない事態も今後起こってくるのかなと少し心配になりました。不登校になる理由がいろいろあると思うんですけれども、その理由を保護者の方が把握できているか、学校の先生とも共有できているか。できていないなら、担任の先生がうまくいかないなら、第三者に入ってもらって、不登校の理由を把握するようなお手伝いをするとか、早目に手を打たなければいけないケースもあるんじゃないかと。一応学校では連絡をとっていますじゃ済まない場合もあるんじゃないかなと思いました。

近藤委員長  
指導課長

どうぞ。

この不登校の問題は複雑な要因がありまして、対応は非常に難しいと思います。学校は、保護者、家庭から得られた情報を、まず100%受けとめなければならぬと思うんです。それが、さらに違う状況にあるのではないかとということをお尋ねしたとして、きちんとそれが返ってくるかどうかという難しさもあります。

それには、やはり家庭と学校の信頼関係がまず1つあります。それと、家庭の中で、保護者と子どもとの関係性の中で、きちんと情報が共有されているかという問題もございまして。ただ、それは親子関係が悪いということではなくて、子ども自身が本当のことを親御さんに言うと心配かけてはいけないということで話せないということもあると思うんです。だから、ケースによ

ってさまざま複雑で、こうすればいいという解決策は1つではないと思うのです。いろいろな策を講じながら、情報を取りながら、それを共有しながら、いろいろな人が考えていかなければならないと思います。千代田区の学校は、学校で連絡がとれたからそれでおしまいということは、決して、していないと思っています。また、そうしてはいけないんだという意見に私も同感です。子どもたち一人一人の真実の情報をいかにみんなで共有できるかが問題だと思っておりますので、お互いの連携が必要であると思っています。個別具体的なケースについて、いろいろな角度から、いろいろな人が、その子のために真剣に考え、行動していかなければならないと思っております。

その1つの方策として、スクールソーシャルワーカーというのは、これから効果的に機能してくると思っています。ただ、1点、本区での課題としては、まだスクールソーシャルワーカーの動きそのものの認知が十分ではないのではないかという課題認識はあるので、もっとスクールソーシャルワーカーはこういうところでこういう活動ができます、もっと早期に活用してくださいということは、今後PRしてまいりたいと思っております。

近藤委員長

今、古川委員から、同じ年代の子どもを持つ母親として、非常に遠慮しながらお話をされておりましたけれども、やっぱり学校の子どもへの関わり方というのが非常に表面的だなと、報道なんかで読み取れるんですね。回数を重ねても、実際に連絡がとれていないのであれば、その先を考えていくかというのが、学校の対応のあり方だと思うんですが、そのあたりが全然できていない。学校が学校の仕事をしていない状況ですから、区内にはそういう学校はないんだろうと思いますし、もちろん子どもとの連絡のとり合いというのは、限度はあろうと思いますけれども、学校はしっかり動いてもらわなければいけないなというのを、報道を聞きながら、見ながら感じているところです。

先ほど指導課長から、ソーシャルワーカーの話がありました。カウンセラーと違って、心理職ではないんでしょうから、うまく活用していけば一番いいんでしょうけれども、今、指導課長がおっしゃった、ソーシャルワーカーって何をしてくれる方なのか、ソーシャルワーカーの役割、仕事の内容、そういうものが学校の職員に認識されていないと思うんですね、多分。管理職は理解をしていますが、一般担任までなかなか染み透っていないというのが現状だと思いますので、そのあたりを少し配慮して、学校と対応していただきたいなと思います。

あとは、全く個人的な感覚で言えば、被害者の子どもは、小さな島で人間関係が濃密な中で育っているんだろうと思います。都会育ちの子どもたちは3つも年が上で、生活態度が悪い子どもたちという近づきたくない、敬遠するような素振りがあると思うんですが、この子どもはそういう状況にはなかったのではないですかね。いい意味で、年が上でも下でも、みんなで仲よく支え合っていくとか、つながり合っていくとか、そういう態度が身についた状況で都会へ出てきて巻き込まれてしまって、非常にお気の毒な

状況だなど私は理解をしているんですけどね。だから、学校がもう少ししっかりと子どもたちの状況を見てあげるべきだったな、それが足りなかったなと理解をしています。

ありますか。

中川委員

本当に事件を見ていて、学校の先生が何度電話したとありましたけども、うまくいかなかった。ただ、ああいう事件が起こってしまうと、だから先生はという話にすぐなりがちで、私はほとんどの先生はそうじゃないと思っています。たまたまいろんな条件が重なってああいうことになってしまうのだらうと思うんです。信頼関係というのを築かなければ、信頼関係さえあれば、生徒と先生とか、うまくいくだらうなというのはすごく思うんですけども、ただ、さっきの教育の組織の話じゃないですけども、学校と親とか家庭とか、そういうところだけで解決できない問題というのはすごく多くなってきていると思います。子どもの声をどうやって受けとめるのかということは、もうみんなが一生懸命考えなければいけないことで、それこそ子ども部の教育委員会が核になってやらなければいけないことだと思うんです。スクールソーシャルワーカーの方にしてもそうですけども、対象となるお子さんたちと信頼関係が築けるとか、そういうことが大事になってくると思うので、その辺、どうやったら信頼関係を築けるのかということは、いろんな部分で考えなければいけないかなと思います。

よくハインリッヒの法則とって、1つの小さなことが、その後ろには10の中ぐらいの何かがあつてとか、その上にはもっと大きなことになる要素があるとかという話がありますけども、小さい芽のうちに見抜くという、こちらの敏感な気持ちとか、そういうのも磨かないといけないなと思います。

近藤委員長

ありがとうございました。

そのほか、何かありますか。

古川委員

すみません、少し追加で。先ほど佐藤課長からお話があったスクールソーシャルワーカーについての認知が低いんじゃないかということで、これからも発信していくという話がありましたけれども、川崎の事件でも、子どもたちは、彼が危険な状況にあるという情報を持っていた子もいて、その子が大人に発信をしなかった、発信できるような状況にない、発信していないとか、子どもからの発信と、あと地域の方が、不良のような子たちがたむろしていたとか、何か、あれ、おかしいなという情報を持っていた人がいて、いろんな情報が集まっていれば、もっと違う形になっていたのかなと思うんです。実際、中学生の子どもがいて、ほかの子のことで少し心配な、ささいなことでも情報をつかんだときに、学校に伝えるかどうかで私も迷ったことがあって、学校の先生が全く子どもたちのことを見ていないというわけではなくて、細やかに対応してくださる、日々、そういう印象を持っています。例えば近い子の場合だと、こちらが言っても、個人情報的に先生のほうでどういう対応をされるかなとか、いろいろ親の立場で実際行動に移すときに、いろんな考えがよぎって、例えばお伝えしたほうがよかったかなと思うこと

をお伝えできていなかったということが私自身あります。例えば学校のほうで保護者会の全体会するときなどに、ささいな情報でもみんなで寄せ集めましょうという呼びかけをしていただくとか、そこにソーシャルワーカーの方も、前に出てきて、その方の役割等を説明していただく機会を設けるとか、これが子どもの学校でそういう発信が全然ないというわけではないのですけれども、もっとそういう発信をしていただくと、保護者の立場だとありがたいなと思いました。例えば情報をつかんだときに、どこかに伝えるということまで、ちょっといろいろな考えがよぎります。なので、みんなで、ささいなことでもいいから共有し合っていきましょうという雰囲気が、もっともっと学校や地域にあるといいなと思っています。

中川委員 それはやっぱり保護者の人たちが、一人一人がそういう自覚をしなければいけないし、まず周りの人と協力することだと思うんですね。どうしたらいいだろうって考えているだけではなくて、やっぱり行動しなければいけないんじゃないかと思います。

古川委員 はい、そうだなと思っています。

中川委員 一人一人が真剣になるということがすごく大事なことで、あれはほかの人の問題だからとか、これは黙っていれば済んじゃうだろうということになってくると思うのね。例えば今度の川崎の事件にしたって、あの子たちは不良だからって見ている人たちがいたけれども、結局、警察問題になってしまった。人ごとだと思ってしまうということはやっぱりいけないんじゃないかなと思います。

私、後で、お花をいっぱいみんなが持ってきたって、その前にできることはなかったのかと思うのね。

近藤委員長 何か一言で片づけられない問題だし、いろんな方法があろうと思いますし、報道そのほかを見ながら、それぞれが何かを感じているんだと思います。

余りこのことで議論しても、先へ進んでいけない部分もあるんだろうと思いますし、私も個人的な言い方をすれば、さっき学校の対応がまだ十分じゃないな、表面的だなというような言い方をしましたけれども、その被害者の子どもからほんの幾つか年上の加害者たちが地域で大きい顔をして遊び回っているような状況というのは、地域なりその学校なりが、数年間の期間、指導できていない結果ですよ。そういう捉え方をします。

学校の教員って、何て言ったらいいんでしょうかね、卒業しても子どもたちにしっかり目が向いているのが学校の教員ですし、それができていないんだなと思いますね。もう少し、本当に子どものことを考えて、心底子どもの面倒を見ていくというような姿勢を持たなきゃいけないんだろうなと思っています。

いいですか、先へ進んで。

(了 承)

近藤委員長 では、先へ進んでまいります。

- 教育委員のほうから何かございますか。特に議題にするべきもの。
- 中川委員 議題ではないんですけど、少し伺いたい。この間、先生の勤務時間とかアンケートをなさいましたよね。そのアンケートはいいんですけど、こういうことをしてほしいとか、こうだったらいいのにとかという、そういう意見まではお聞きになっていないですか。
- 指導課長 調査の趣旨としては、まずは状況を把握するということとどめさせていただきます。多分さまざまところで、こうしてほしいだとかというようなお声は上がってくるんだと思います。やはりそれは、これから学校を訪れたときに、じかに管理職を中心として聞き取りができればいいのかなと思っています。
- 近藤委員長 よろしいですか。
- 中川委員 あと、1つ、この間すごくすばらしい映画を見たんです。「みんなの学校」というのですが、大阪のほうの小学校で、全校生徒約220人の学校ですが、30人ぐらい支援の必要な子がいるんですけど、みんなが同じクラスで学んでいます。その学校がすごくすばらしくて、それを題材にしたドキュメンタリー映画がありまして、そういうのをみんなに見てほしいなと思いました。
- 近藤委員長 ご相談をしてみてください。  
先へ進ませていただきます。  
次は、先ほど非公開としました、人事案件が残るところですが、秘密会に入る前に、教育委員会を一時中断したいと思います。

— 休 憩 —